

## 競争参加者の資格に関する公示

「鹿屋（６）施設最適化総合設計に係る技術協力業務」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示する。

令和6年4月1日

支出負担行為担当官  
熊本防衛支局長 宮川 真一郎

- 1 案件名 鹿屋（６）施設最適化総合設計に係る技術協力業務
- 2 工事場所 鹿児島県鹿屋市
- 3 案件内容 本業務は、別発注の「鹿屋（６）施設最適化総合設計」について、発注者、当該設計業務の受注者及び本業務の受注者（以下、「受注者」という。）が協力して受注者の施工技術に基づき設計業務を完了させるための業務を行うものである。

### 【鹿屋航空基地】

（建替施設（建替後の施設））

- ・格納庫新設（平屋建て 延べ面積約6,700m<sup>2</sup>）、（平屋建て 延べ面積約4,700m<sup>2</sup>）、（平屋建て 延べ面積約8,300m<sup>2</sup>）、（平屋建て 延べ面積約5,200m<sup>2</sup>）、（平屋建て 延べ面積約4,600m<sup>2</sup>）
- ・倉庫新設（平屋建て 延べ面積約5,400m<sup>2</sup>）
- ・教場新設（平屋建て 延べ面積約1,000m<sup>2</sup>）
- ・整備場新設（平屋建て 延べ面積約2,300m<sup>2</sup>）
- ・整備場／倉庫新設（2階建て 延べ面積約4,400m<sup>2</sup>）
- ・隊庁舎新設（4階建て 延べ面積約6,300m<sup>2</sup>）
- ・体育館／食堂新設（3階建て 延べ面積約7,700m<sup>2</sup>）
- ・射撃場新設（平屋建て 延べ面積約1,700m<sup>2</sup>）
- ・上記以外の1,000m<sup>2</sup>未満の建物 計67棟、計約1,900m<sup>2</sup>

（改修施設）

- ・隊舎改修（4階建て 延べ面積約3,600m<sup>2</sup>）、（4階建て 延べ面積約4,200m<sup>2</sup>）、（5階建て 延べ面積約5,200m<sup>2</sup>）
- ・局舎改修（平屋建て 延べ面積約1,200m<sup>2</sup>）
- ・整備場改修（平屋建て 延べ面積約1,000m<sup>2</sup>）、（平屋建て 延べ面積約1,200m<sup>2</sup>）
- ・史料館改修（2階建て 延べ面積約2,500m<sup>2</sup>）
- ・教場改修（平屋建て 延べ面積約1,000m<sup>2</sup>）、（2階建て 延べ面積約1,100m<sup>2</sup>）、（3階建て 延べ面積約1,900m<sup>2</sup>）、（2階建て 延べ面積約1,800m<sup>2</sup>）
- ・管制塔改修（8階建て 延べ面積約2,100m<sup>2</sup>）

- ・格納庫改修（2階建て 延べ面積約9,700m<sup>2</sup>）、（平屋建て 延べ面積約11,000m<sup>2</sup>）
- ・倉庫改修（平屋建て 延べ面積約1,000m<sup>2</sup>）
- ・庁舎改修（平屋建て 延べ面積約6,800m<sup>2</sup>）
- ・上記以外の1,000m<sup>2</sup>未満の建物 計71棟、計約15,000m<sup>2</sup>

**【共通】**

- ・仮設一式、建物付帯一式、解体一式
- ・基地内幹線ユーティリティー式に係る総合設計
- ・本業務は、発注者が別途契約する工事の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映させる技術提案・交渉方式の適用業務である。

4 工期 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで

5 競争参加資格審査申請書の交付

- (1) 交付期間 令和6年4月1日から同年6月7日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）。ただし、最終日は正午まで。

なお、令和6年4月1日以降（行政機関の休日を除く。）、随時、申請を受け付けるが、優先交渉権者の選定日において特定建設工事共同企業体としての資格の決定を受けていなければならない。

- (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeq.mod.go.jp/>

- (3) 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類：PDF

申請書類：Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

- (4) 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

- (5) その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。詳細については、「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示（鹿屋（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務）」（令和6年4月1日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）（以下「手続き開始の公示」という。）5(1)オによる。

- (6) 担当部局

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-11

熊本防衛支局 総務課 契約室

TEL 096-368-2174

FAX 096-368-0512

メールアドレス ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

電子メールの1送信の上限が8MB程度であるため、8MBを超える場合は、電子メール

を分割すること。

(7) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

## 6 申請書の提出

(1) 提出期間 令和6年4月1日から同年4月22日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(2) 提出場所 上記5(6)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留、その他配達状況が記録されるものに限る。）、又は託送（配達状況が記録されるものに限る。）若しくは電子メールにより提出する。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該案件の手続き開始の公示に示すところにより交付する説明書の別紙様式と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

## 7 特定建設工事共同企業体としての資格

### (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす8者以内の組合せとする。

ア 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式工事」、代表者以外の構成員は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している者であること。

また、特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している者であること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。

イ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、熊本防衛支局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）と本工事の申請者は資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

## (2) 構成員の要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

### ア 特定建設工事共同企業体の代表者

(ア) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

また、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る「C」以上の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している者であること。

(イ) 同種工事として平成21年4月1日以降公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了した国内における工事のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもので、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で2階建て以上かつ延べ面積4,700m<sup>2</sup>以上／（1棟当たり）の建物新設建築工事（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割りの10分の6以上のものとする。）。ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

### イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、一者以上が次に掲げる構成員①の要件を満たすものとする。また、構成員①の要件を満たさない構成員については、構成員②の要件を満たすものとする。

#### ・構成員①

(ア) 防衛省競争参加資格に係る経営事項評価数値が、「建築一式工事：990点以上」、又は「土木一式工事：990点以上」のいずれかであること。

(イ) 同種工事として平成21年4月1日以降公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了した国内における工事のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事、又は防衛省発注の建築工事、土木工事、電気工事、機械工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完成・引渡し完了した工事で鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上／（1棟当たり）の建物新設工事であって、

「建築一式工事：990点以上」の構成員は建築工事、

「土木一式工事：990点以上」の構成員は土木工事

の施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割りの10分の6以上のものとする。）。ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認

める。

・構成員②

(ア) 防衛省競争参加資格に係る経営事項評価数値が、「建築一式工事：830点以上」、「土木一式工事：830点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」、又は「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。

(イ) 同種工事として平成21年4月1日以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事、又は防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設工事であって、

「建築一式工事：830点以上」の構成員は建築工事、

「土木一式工事：830点以上」の構成員は土木工事、

「電気工事：870点以上」の構成員は電気工事、

「管工事：870点以上」の構成員は管工事、

「電気通信工事：870点以上」の構成員は電気通信工事

の施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割りの10分の6以上のものとする。）。ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

ウ 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、説明書5の代表者に求める条件を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。なお、当該案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の優先交渉権者の選定日までに上記7(1)ア、(2)ア(ア)及びイ構成員①・②(ア)に示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該案件の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「鹿屋（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事 ○○建設・○○建設 最適化事業建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の公示に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。